

東近江市上下水道管路台帳システム構築業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、東近江市水道部が利用している上水道管路台帳と下水道管路台帳の両システムを統合し、クラウド型GISとして再構築することを目的とする。

2 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、以下の関係法令に基づいて行うものとし、本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

- (1) 測量法
- (2) 国土交通省公共測量作業規程
- (3) 地理空間情報活用推進基本法
- (4) 東近江市公共測量作業規程（作業規程の準則）
- (5) 東近江市個人情報保護法施行条例
- (6) 水道法
- (7) 水道法施行令
- (8) 水道法施行規則
- (9) 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン
- (10) 下水道法
- (11) 下水道法施行令
- (12) 下水道法施行規則
- (13) 下水道台帳システム標準仕様書（案）・導入の手引き
- (14) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（管路施設編）
- (15) その他関係法令、例規、規程等

3 管理技術者等の配置

受注者は、本業務の特質を考慮し、専門的知識と経験を有する管理技術者及び照査技術者を配置すること。

(1) 管理技術者

- ア 技術士（上水道及び工業用水道又は下水道）の資格を有する者
- イ 同種業務（上水道又は下水道のクラウド型管路台帳システムの構築業務）に係る業務の実務経験を2年以上有する者

(2) 照査技術者

情報処理技術者に関する国家資格（基本情報処理技術者、応用情報処理技術者等）又は、公益財団法人日本測量協会による空間情報技術認定規則第12条第2項の規定に基づく空間情報総括監理技術者の資格を有する者

(3) 管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

4 秘密の保持及び情報セキュリティポリシーの遵守

(1) 受注者は、業務遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約期間後においても同様とする。

(2) 受注者は本業務内で取り扱う個人情報や、発注者より貸与を受けるデータ及びシステムの情報保護、品質管理及び環境保護のため、以下の規格の認証を有すること。

ア 個人情報保護マネジメントシステム（J I S Q 15001）

イ 情報セキュリティマネジメントシステム（I S O 27001又はJ I S Q 27001）

(3) (2)の登録証の写しを契約時に提出すること。

5 疑義の解釈

本業務の実施に当たり、本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義を生じた場合は、発注者と受注者とが協議を行い、発注者の指示に従うこと。

6 提出書類

本業務を実施するに当たり、受注者は発注者に対し業務着手前に本特記仕様書及び設計書に基づき、業務実施計画書を立案し、次の書類を発注者に提出し承認を受けた上で、円滑に業務を行うこと。

(1) 業務実施計画書

(2) 工程表

(3) 着手届

(4) 管理技術者通知書（経歴書含む。）

(5) その他必要な書類

7 資料の貸与及び返却

発注者は本業務実施のため必要な資料を受注者に貸与するものとする。受注者は貸与される資料について、必ず借用書を提出するとともに、資料等の汚損、亡失等事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。貸与時期及び期間は、発注者と協議の上定めるものとする。

8 守秘義務

受注者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 転用の禁止

受注者は、本業務の実施により得た各種情報について、発注者の承諾なく第三者に公表、貸与及び無断使用してはならない。

10 損害賠償

受注者は、本業務に伴い事故等が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び内容等について、直ちに発注者に報告しなければならない。

なお、事故等によって生じた損害は、すべて受注者の責任において解決すること。

11 折衝

発注者は、本業務の実施に当たり、関係者又は関係官公庁との折衝を要する場合は、遅滞なくその旨を発注者に申し出て指示を受けること。

12 検査

受注者は、本業務の完了後においては発注者の最終検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務を完了すること。ただし、本業務完了後であっても、成果品に契約不適合が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者の負担において必要な処理を行うこと。

13 委託料の支払い

発注者は、前条の検査を実施し、受注者が合格した場合は、受注者に委託業務契約書で定める委託料を支払うこと。

14 費用負担

本業務に係る必要な費用は、本要求事項に明記のないものであっても、原則として受注者が負担すること。

15 契約変更

本業務において、本仕様書及び委託業務契約書の内容に変更が生じた場合は、受注者は直ちに発注者に報告し、変更契約を行うものとする。

16 成果物の帰属

本業務の成果物は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他者に公表、貸与又は使用してはならないものとする。ただし、システムに用いるプログラム・システム著作権等については、発注者は使用許諾権を得るものとし、著作権についてはこの限りではないものとする。

17 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日まで。ただし、本稼働までの仮稼働期間や操作研修期間を含む。

18 納入場所

成果物の納入場所は、以下のとおりとする。

施設名称	納入場所
東近江市水道事務所	水道部上下水道施設課

19 データの授受

- (1) 本業務に必要な機密情報を含むデータの授受において、セキュリティーボックスを使用する等、安全・確実な方法で行うこと。
- (2) 授受を行うデータについては、本業務担当者以外の第三者が容易に解読できないように暗号化処理を行うこと。
- (3) 貸与資料の中でも機密性の高い資料については、運搬時の紛失等情報漏えい事故を防止するため、総合行政ネットワーク（L G W A N）を利用したデータ交換サービスによりデータを授受すること。

20 業務概要

本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 計画準備・打合せ
- (2) システムデータ移行調整
- (3) 上下水道管路台帳システム構築

21 計画準備・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

- (1) 着手時及び仕様書で定める業務の区切りにおいて、発注者と受注者は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- (2) 発注者は仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (3) 打合せ協議回数は、着手時、中間3回、納入時の計5回を基本とし、必要に応じて変更すること。

22 システムデータ移行調整

- (1) 上水道台帳関連データ作成

本作業は、既存の上水道台帳関連データを変換し、新たに導入する上水道台

帳システムにセットアップできるようデータの整備を行うものとする。対象とするデータは表 1 のとおりとするが、設定する属性項目については、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

表 1 掲載データ（上水道）

導水管データ	約54km	図形及び属性データをShape形式
送水管データ	約6km	図形及び属性データをShape形式
配水管データ	約970km	図形及び属性データをShape形式
弁栓	約49,000件	図形及び属性データをShape形式
給水メーター	56,000件	図形及び属性データをShape形式
配水竣工図 ファイリングデータ	約215,000件	画像データをPDF形式 ファイリングデータ（図形と関連付け）

(2) 下水道台帳関連データ作成

本作業は、既存の下水道台帳関連データを変換し、新たに導入する下水道台帳管理システムにセットアップできるようデータの整備を行うものとする。

なお、対象とするデータは表 2 のとおりとするが、設定する属性項目については、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

表 2 掲載データ（下水道）

管渠データ	約890km	図形及び属性データをShape形式
人孔数	約31,500基	図形及び属性データをShape形式
公共汚水柵（取付管含む）	約46,000個	図形及び属性データをShape形式
竣工図 ファイリングデータ	約59,000件	画像データをPDF形式 ファイリングデータ（図形と関連付け）
農村集落排水処理場	36件	図形及び属性データをShape形式
滋賀県流域下水道管渠	若干数	図形及び属性データをShape形式

23 上下水道管路台帳の統合型台帳システム構築

本業務は、以下の要件を備えた上水道管路台帳と下水道管路台帳を 1 つのGISで管理する台帳システムを構築するものである。

(1) ASP サービス要件

上下水道台帳システムはLGWAN-ASP方式とし、システムの詳細な利用条件、サービスレベルについてはSLA（Service level Agreement）として、詳細は発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。また、SLA要件については、毎年度末に協議により、見直しを行うものとする。

(2) データセンター要件

データセンターは、セキュリティ対策に必要な措置が講じられているものとする。詳細は、以下の要件によるものとする。

- ア 地震、風水害などの自然災害に対応できる、耐震・耐火構造を備え十分にセキュリティが確保されたデータセンター内でシステムを運用すること。
- イ 計画サービス時間は24時間365日であること。
- ウ サービス稼働率は、99.5パーセント以上であること。
- エ 生体認証や監視カメラの設置等、厳重な入退室管理を行うこと。
- オ システム稼働状況はリアルタイムで監視すること。
- カ 日次によるデータバックアップ機能を有し、万が一データが消失した場合においても速やかに復旧可能な体制であること。
- キ 第三者による不正アクセスやウイルス対策などに万全を期すこと。

(3) ライセンス及び機能要件

- ア 利用形態及びライセンス数 表3のとおり。
- イ システム機能要件 (様式4) システム機能調査表のとおり。

(4) システム調整

新たに導入するシステムについて、発注者と協議の上、表示方法等の機能調整を行うこと。

(5) 背景図調整

本作業は、背景図として上下水道台帳システムに以下のデータをセットアップするものとする。

なお、背景図については発注者より無償貸与するものとする。

- ア 上水道システム：既存背景図、航空写真、既存配管図等のGISデータ(shape形式)
- イ 下水道システム：既存背景図、航空写真、既存管渠図等のGISデータ(shape形式)

(6) データセットアップ等

導入する上下水道一体型台帳システムが、正常に稼働できるようセットアップ、初期設定等を行うこと。セットアップを行うライセンス数と稼働場所は表3のとおりとする。また、システムの本運用に先立ち、職員向けの操作研修をおおむね以下の要領で実施し、詳細については発注者と受注者で協議の上で決定する。

なお、講習会に利用する会場の設営及び各種機材については、原則として発注者が準備するものとする。

ア 受講対象者 水道部職員

イ 研修内容 操作方法の説明、利用上の注意事項説明等

表 3 導入端末数

システム名	稼働場所	ライセンス数
東近江市上水道管路台帳システム	東近江市水道部(職員)	30

(7) マニュアル作成

システムの運用に当たり、受注者は機能を解説した一般利用者向けの操作マニュアル及び日常の運用方法や緊急時の連絡先等を記載した管理者向けの運用マニュアルを作成するものとする。

24 成果物

本業務の成果物は次のとおりとする。様式等は発注者と協議の上、決定すること。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 上下水道台帳システムデータ | 1 式 |
| (2) 背景図データ | 1 式 |
| (3) 操作マニュアル（PDF、1 部出力） | 1 式 |
| (4) 電子データ（DVD、CD-ROM等） | 1 式 |
| (5) 業務報告書（打合せ記録簿等含む） | 1 式 |
| (6) その他発注者の指示するもの | 1 式 |